

# 阿南市成年後見制度 利用促進基本計画

令和2年9月

# はじめに



我が国では、認知症や知的・精神上的の障がいによって、財産の管理や日常生活等の判断能力が不十分な人を社会全体で支えあうことが喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの人を支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されていません。

こうした状況を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。成年後見制度の利用の促進には、市町村の取組が不可欠であることから、同法律において、市町村の講ずる措置等が第14条に規定されており、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勧案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本市では、このような状況に対応し、福祉施策をより一層進めていくために、阿南市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

本計画では、国基本計画の趣旨等を踏まえ、計画のポイントとなる「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」「利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善」「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」の3つの課題を重視し、成年後見制度の利用促進を図りながら、本市が目指すべき「地域共生社会」の実現に向けた取組を着実に推進してまいります。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言を賜りました阿南市成年後見制度利用促進審議会の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントに御協力いただきました市民の皆様や関係各位に厚くお礼申し上げますとともに、本計画実現のため、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年9月

阿南市長 表原立磨

# 目 次

## 第1章 阿南市成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	1
3 計画の期間 .....	2

## 第2章 計画策定の背景

1 国の動向等 .....	3
2 成年後見制度に関する状況 .....	7
3 成年後見制度に関する取組状況 .....	21
4 成年後見制度に関する課題 .....	25

## 第3章 計画の基本理念・基本目標及び体系等

1 基本理念・基本目標の考え方 .....	26
2 計画の体系 .....	27

## 第4章 実現に向けた具体的な取組

### 基本施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

施策の柱1-1 支援体制の構築 ..... 29

施策の柱1-2 中核機関の整備 ..... 32

### 基本施策2 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善

施策の柱2-1 意思決定支援と身上保護の重視 ..... 34

施策の柱2-2 制度を必要とする人を利用につなげる支援の実施 ..... 35

### 基本施策3 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

施策の柱3 安心かつ安全な制度の運用 ..... 36

## 第5章 計画の進行管理及び評価

進行管理及び評価 ..... 37

## 資料編

1 成年後見制度の利用の促進に関する法律 ..... 38

2 成年後見制度利用促進基本計画（国基本計画）のポイント ..... 42

3 阿南市成年後見制度の利用の促進に関する条例 ..... 46

4 阿南市長による後見開始等の審判申立て及び費用等の助成に関する要綱 48

5 阿南市成年後見制度利用促進審議会委員名簿 ..... 51

※「障がい」の表記について

本計画では、法律・制度上で定められている名称については「障害」、その他については「障がい」と表記しています

# 第1章 阿南市成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定。以下「国基本計画」という。）を策定しました。国基本計画では、市町村の役割として、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本計画を検討・策定し、地域連携ネットワークの整備等を通じた成年後見制度の利用促進に努めることとされていることから、本市においても阿南市成年後見制度利用促進基本計画（以下「市基本計画」という。）を速やかに策定します。

市基本計画においては、地域包括ケアシステムをはじめとする既存の資源や仕組みを活用しつつ、成年後見制度の利用促進を図ることにより、本市が目指すべき「地域共生社会」の実現に向けた取組を着実に推進していきます。

## 2 計画の位置づけ

市基本計画は、促進法第14条第1項及び阿南市成年後見制度の利用の促進に関する条例（平成31年阿南市条例第3号。）第7条第1項に基づき、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策の体系を整理し、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定されるものであり、市が講ずる成年後見制度利用促進施策の最も基本的な計画として位置付けられるものです。

また、上位計画である阿南市地域福祉計画と一体的に連動して取り組むべきものであり、本市が策定する阿南市高齢者福祉計画・阿南市介護保険事業計画、阿南市障害者基本計画、阿南市障害福祉計画・阿南市障害児福祉計画及び阿南市社会福祉協議会が策定する阿南市地域福祉活動計画とその他の関連計画との整合、連携を図ります。

### 3 計画の期間

今回策定する市基本計画の期間は、令和2年度から令和3年度までの2年間とします。第2期以降の計画の策定期間は5年間とします。

なお、国基本計画の動向を踏まえ、必要に応じて市基本計画の見直しを行います。

計画名	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
国の成年後見制度利用促進基本計画	第1期				次期					
阿南市総合計画	第5次 後期				第6次 前期					
阿南市地域福祉計画	第2期				第3期					
阿南市高齢者福祉計画・阿南市介護保険事業計画	第7期		第8期			第9期				
阿南市障害者基本計画	第3次				第4次					
阿南市障害福祉計画	第5期		第6期			第7期				
阿南市障害児福祉計画	第1期		第2期			第3期				
阿南市地域福祉活動計画	第2期				第3期					
阿南市成年後見制度利用促進基本計画				第1期		第2期				

## 第2章 計画策定の背景

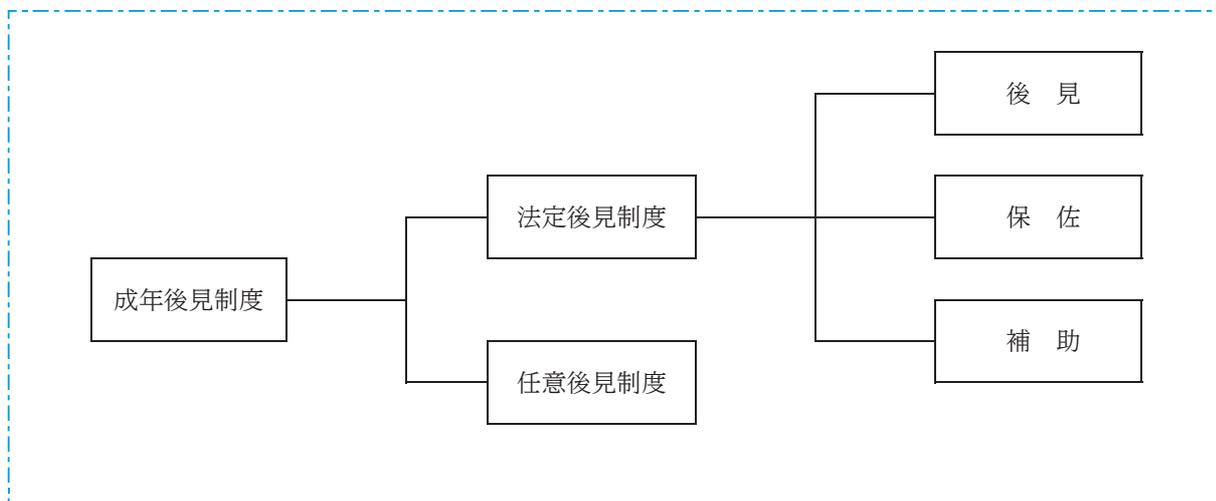
### 1 国の動向等

#### (1) 成年後見制度の趣旨

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重などの基本理念と本人保護の調和の観点から、精神上的障がい（認知症・知的障がい・精神障がいなど）により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命・身体・自由・財産等の権利を擁護する制度です。

#### (2) 成年後見制度の種類

成年後見制度には、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。



## 【法定後見制度】

ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」3つの制度が用意されています。

	補 助	保 佐	後 見
対象となる人	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

## 【任意後見制度】

将来判断能力が不十分となった場合に備えて、公正証書により任意後見人を定め、支援してほしいことをあらかじめ契約（任意後見契約）で決めておく制度です。ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されてから契約の効力が生じます。

### （3）成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用者数は、平成30年には全国で約22万人となっており、増加傾向にあります。潜在的な後見ニーズ（判断能力が不十分とみられる人の総数：推計約870万人）のわずか2%に過ぎないとも言われています。

また、制度利用の背景として、認知症高齢者数や高齢者の一人暮らし、高齢者のみの世帯の増加、障がい者の親亡き後問題や病院・施設からの地域移行の推進などが考えられます。少子・高齢化の進展、家族のあり方の変化等、今後ますます制度の利用ニーズは高まっていくものと考えられます。

#### (4) 促進法の目的と基本理念

促進法には、次のとおり目的と基本理念が示されています。

##### 目的（促進法第1条）

成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること

##### 基本理念（促進法第3条）

ア 成年後見制度の理念の尊重

ノーマライゼーション(※1) 自己決定権の尊重(※2) 身上保護の重視(※3)

イ 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進

ウ 成年後見制度の利用に関する体制の整備

※1 ノーマライゼーションとは

成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

※2 自己決定権の尊重とは

障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

※3 身上の保護の重視とは

成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

#### (5) 国基本計画の策定

促進法に基づき、国は平成29年3月に国基本計画を策定しました。計画期間は平成29年度から令和3年度までの概ね5年間とし、以下の3つの目標を定めています。

##### 国基本計画の目標

ア 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

イ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

ウ 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

## (6) 市町村の講ずる措置

市基本計画は、促進法第14条第1項に基づき、国基本計画を勘案し定めるものとします。

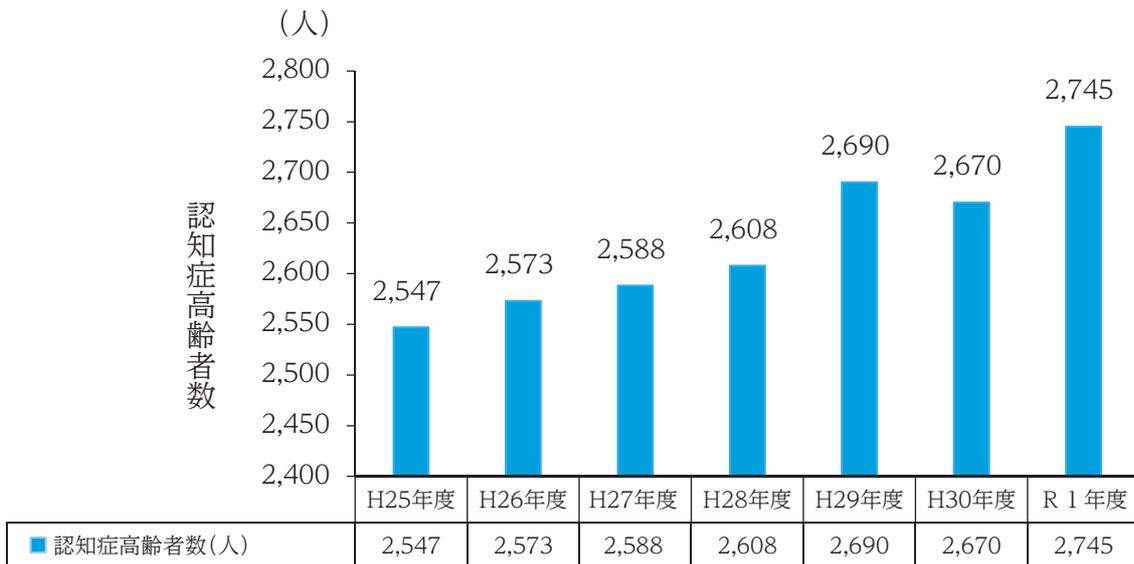
### 市町村の講ずる措置（促進法第14条第1項）

市町村は、国基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めること。

## 2 成年後見制度に関する状況

### (1) 成年後見制度の対象者の状況

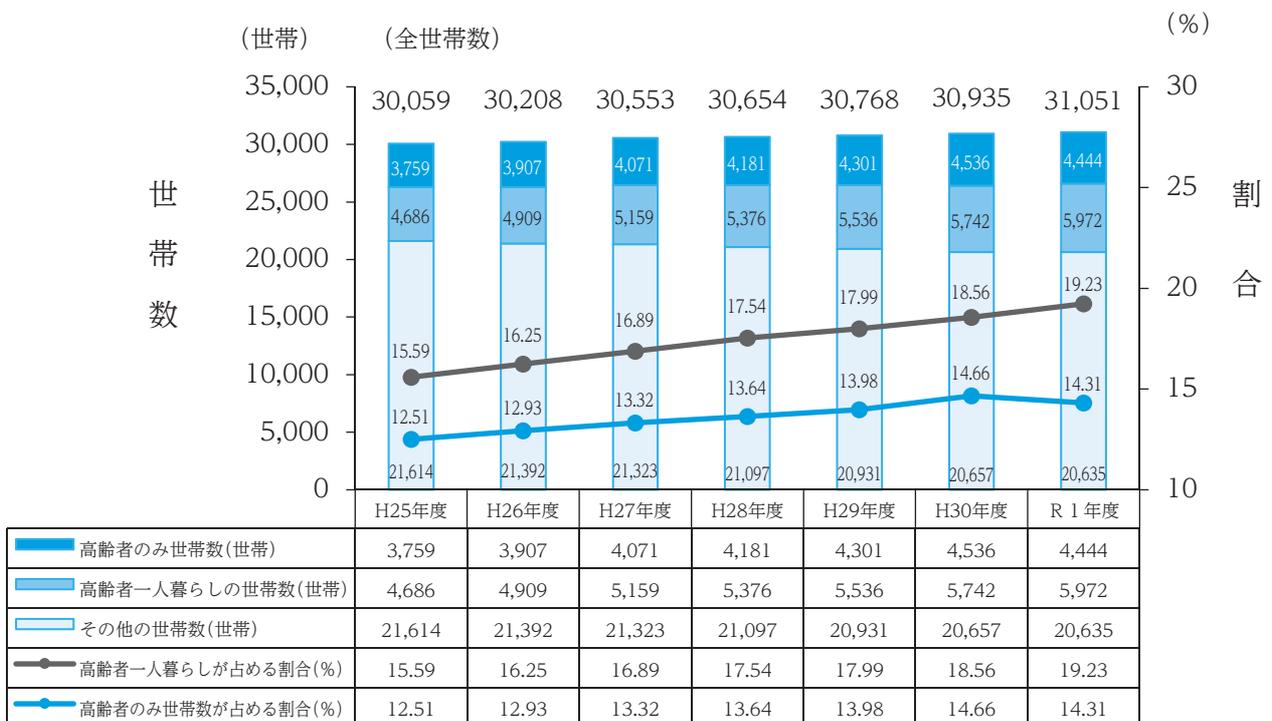
#### ① 認知症高齢者数の推移（市）



(注) 阿南市介護保険システムより抽出した。

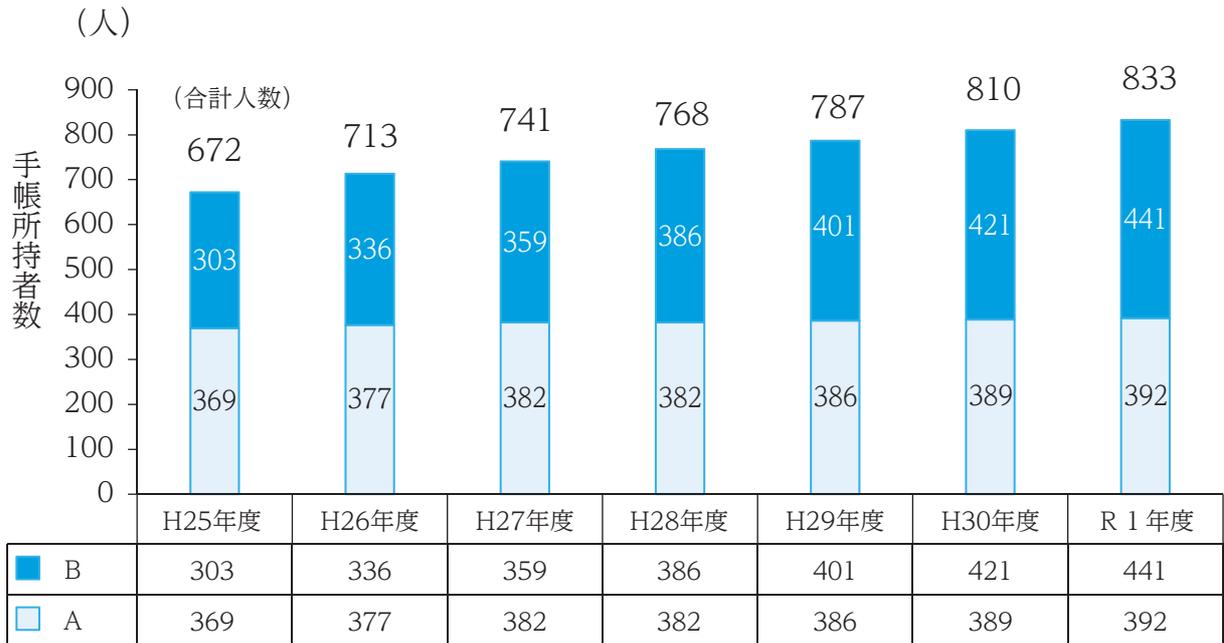
(阿南市)

#### ② 高齢者世帯数と割合の推移（市）



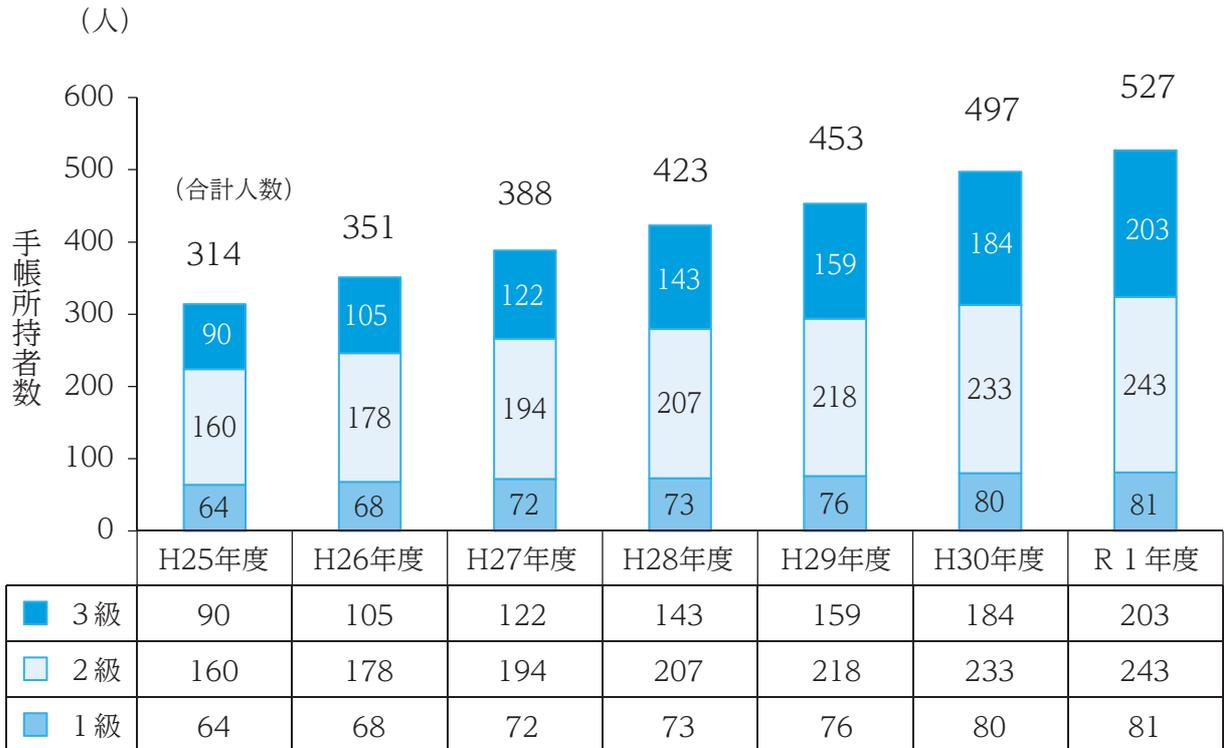
(阿南市)

③ 療育手帳所持者の状況（市）



(阿南市)

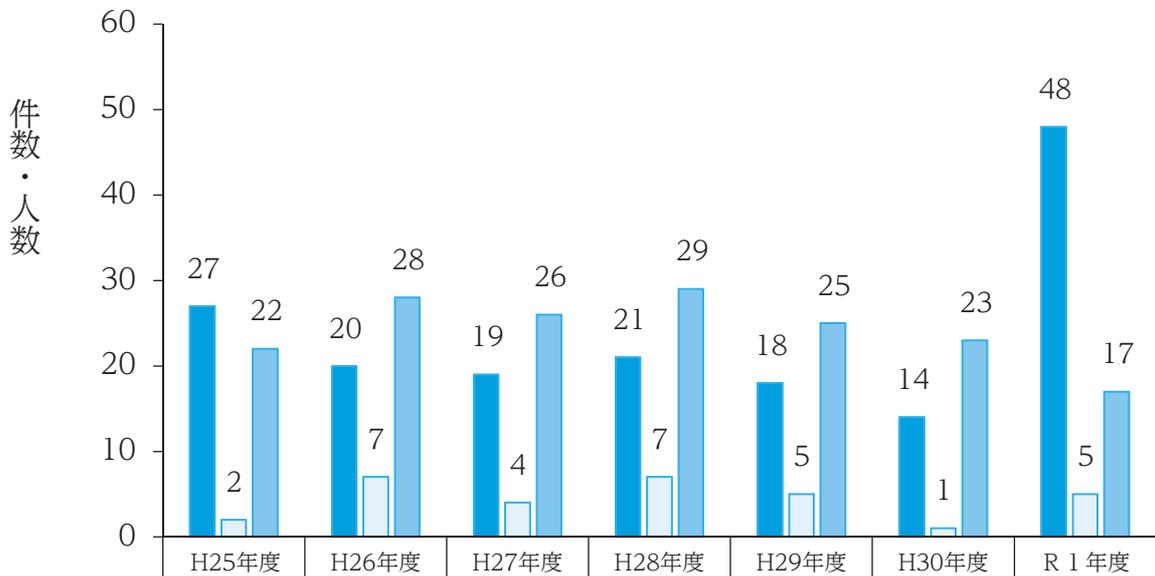
④ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（市）



(阿南市)

(2) 日常生活自立支援事業の状況(市)

(件・人)



■ 相談件数(件)	27	20	19	21	18	14	48
□ 新規契約件数(件)	2	7	4	7	5	1	5
■ 実利用者数(人)	22	28	26	29	25	23	17

(阿南市社会福祉協議会)

### (3) 徳島県内における成年後見制度に関する状況

#### ① 終局区分件数について

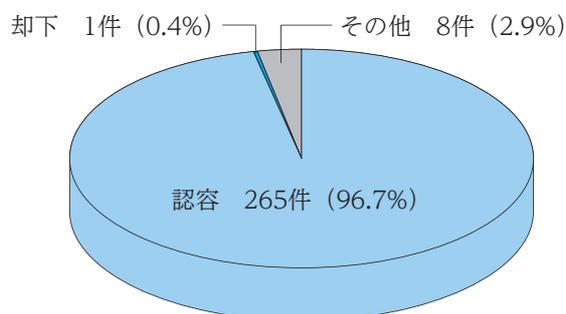
徳島県全体では、合計274件のうち、認容で終局したものは265件で96.7%、阿南支部では、合計24件のうち、認容で終局したものは22件で91.7%である。

(件数)

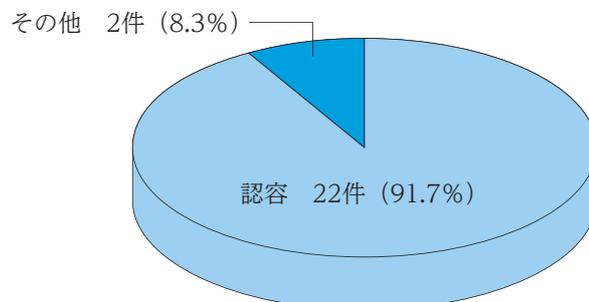
	既済総数	後見開始			保佐開始			補助開始			任意後見監督人選任		
		認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他
徳島県	274	194	1	4	52	0	1	16	0	2	3	0	1
阿南支部	24	15	0	1	7	0	0	0	0	1	0	0	0

(平成31年1月～令和元年12月末)

#### 徳島県



#### 阿南支部



(注) その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

(徳島家庭裁判所)

② 申立人と本人の関係について

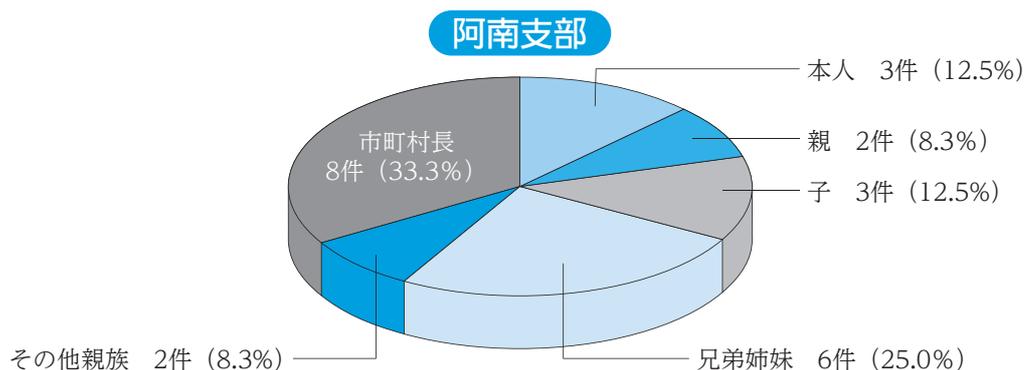
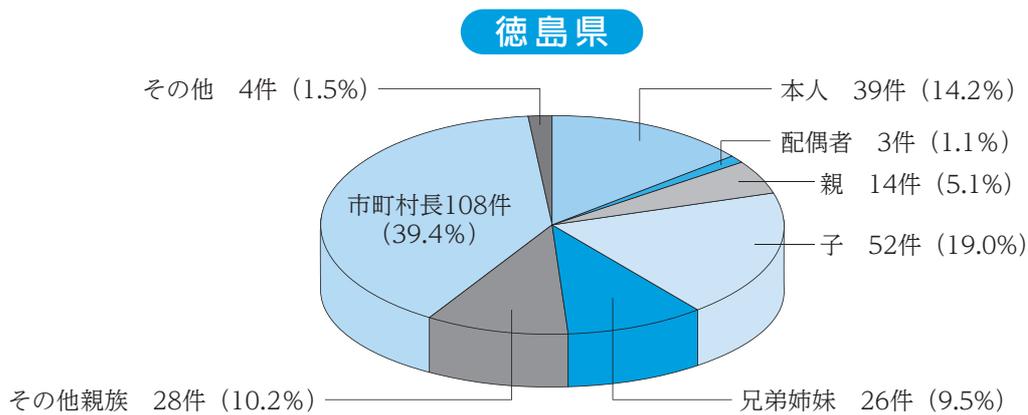
徳島県全体では、合計274件のうち、市町村長が最も多く108件で全体の39.4%を占め、次いで子が52件で19.0%、本人が39件で14.2%となっている。

阿南支部においても、合計24件のうち市町村長が最も多く8件で全体の33.3%を占め、次いで兄弟姉妹が6件で25.0%、続いて本人、子が3件でそれぞれ12.5%を占めている。

(件数)

	既済総数	本人	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	市町村長	その他
徳島県	274	39	3	14	52	26	28	108	4
阿南支部	24	3	0	2	3	6	2	8	0

(平成31年1月～令和元年12月末)



(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

(注2) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等以内の親族をいう。

(注3) その他には、法定後見人等、任意後見人等、検察官等を含む。

(徳島家庭裁判所)

③ 開始時の本人の年齢について

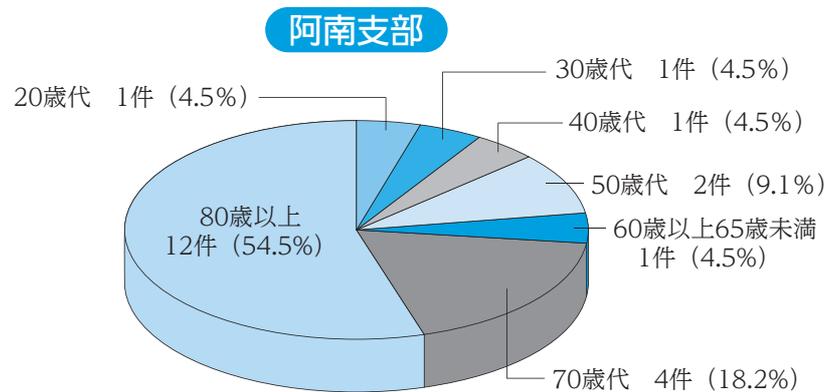
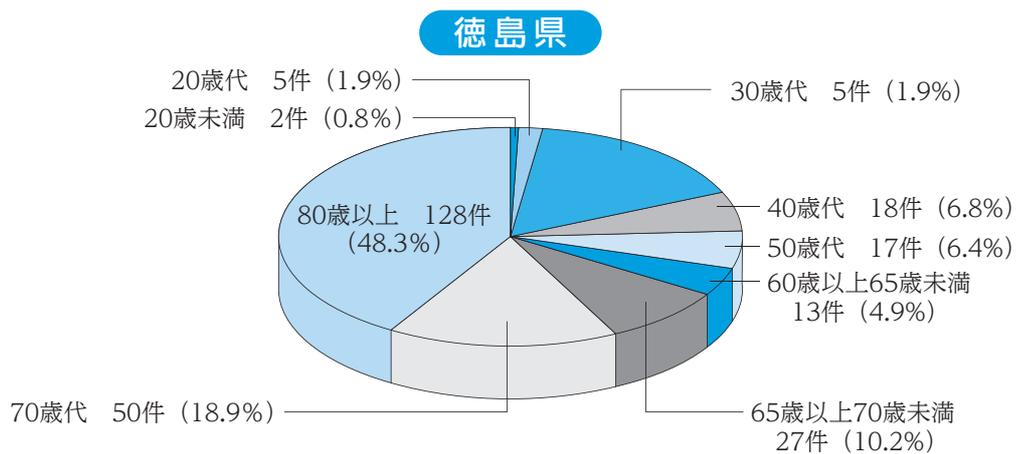
徳島県全体では、80歳以上が最も多く128件で全体の48.3%を占め、次いで70歳代が50件で18.9%、65歳以上70歳未満が27件で10.2%となっている。

阿南支部においても、80歳以上が最も多く12件で全体の54.5%を占め、次いで70歳代が4件で18.2%、50歳代が2件で9.1%となっている。

	総数	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳代	80歳以上
徳島県	265	2	5	5	18	17	13	27	50	128
阿南支部	22	0	1	1	1	2	1	0	4	12

(件数)

(平成31年1月～令和元年12月末)



(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

(徳島家庭裁判所)

④ 開始原因について

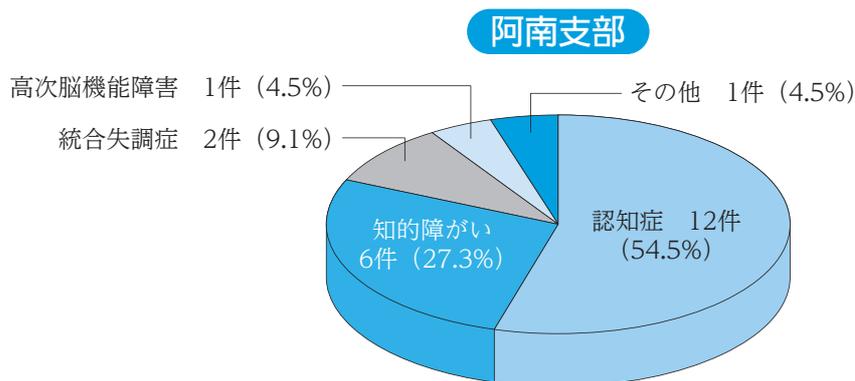
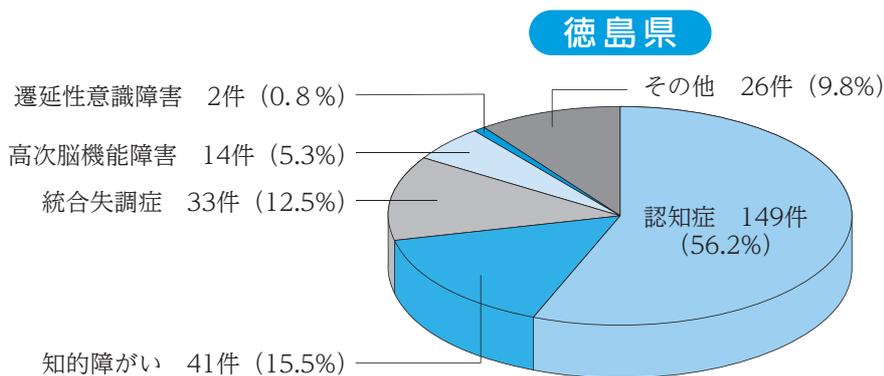
徳島県全体では、認知症が最も多く149件で全体の56.2%を占め、次いで知的障がい41件で15.5%、統合失調症が33件で12.5%となっている。

阿南支部においても、認知症が最も多く12件で全体の54.5%を占め、次いで知的障がい6件で27.3%、統合失調症が2件で9.1%となっている。

(件数)

	総数	認知症	知的障がい	統合失調症	高次脳機能障害	遷延性意識障害	その他
徳島県	265	149	41	33	14	2	26
阿南支部	22	12	6	2	1	0	1

(平成31年1月～令和元年12月末)



- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。
- (注2) 開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。
- (注3) 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症、てんかんによる障がい等を含む。

(徳島家庭裁判所)

⑤ 成年後見人等と本人の関係について

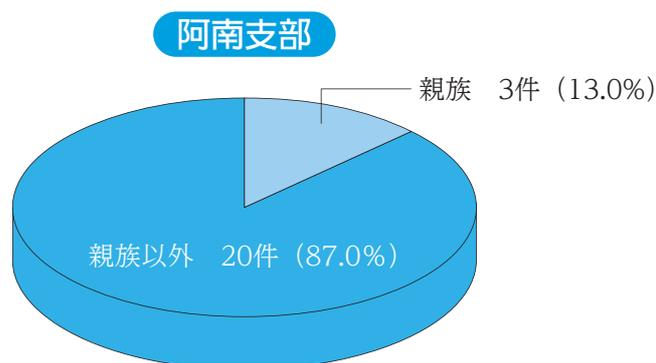
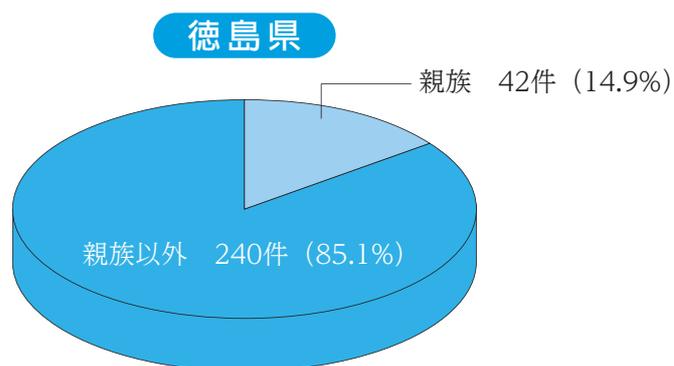
徳島県全体では、親族が42件で全体の14.9%、親族以外が240件で85.1%となっている。  
阿南支部においては、親族が3件で全体の13.0%、親族以外が20件で87.0%となっている。

⑤-1 親族・親族以外の内訳

(件数)

	総数	親族	親族以外
徳島県	282	42	240
阿南支部	23	3	20

(平成31年1月～令和元年12月末)



(注1) 1件の終局事件について、複数の成年後見人等がいる場合があるため、総数の合計が終局件数の合計と一致しない。

(注2) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

(徳島家庭裁判所)

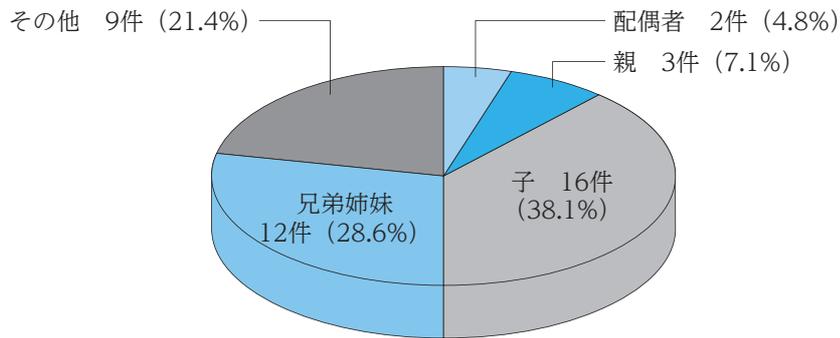
⑤-2 親族の内訳

(件数)

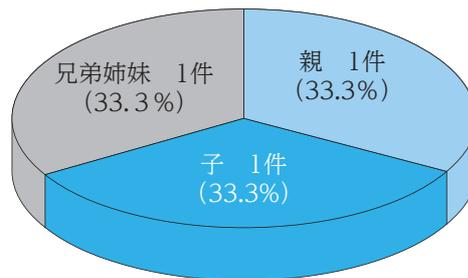
	総数	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他
徳島県	42	2	3	16	12	9
阿南支部	3	0	1	1	1	0

(平成31年1月～令和元年12月末)

徳島県



阿南支部



(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

(注2) その他には、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族(甥、姪、叔父(伯父)、叔母(伯母)、従兄弟、従姉妹等)を含む。

(徳島家庭裁判所)

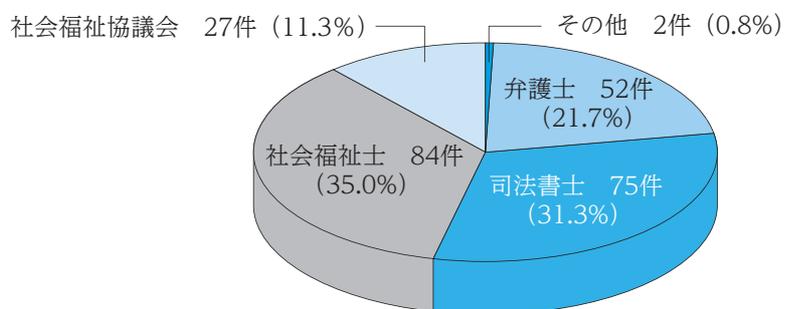
⑤-3 親族以外の内訳

(件数)

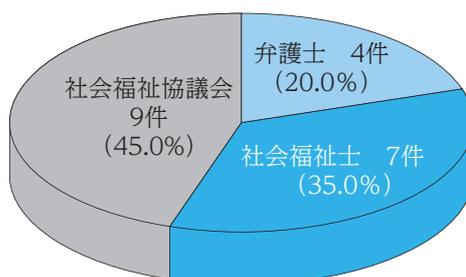
	総数	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	その他
徳島県	240	52	75	84	27	2
阿南支部	20	4	0	7	9	0

(平成31年1月～令和元年12月末)

徳島県



阿南支部



(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

(注2) その他には、行政書士、税理士等を含む。

(徳島家庭裁判所)

⑥ 専門職後見の活動状況（県）

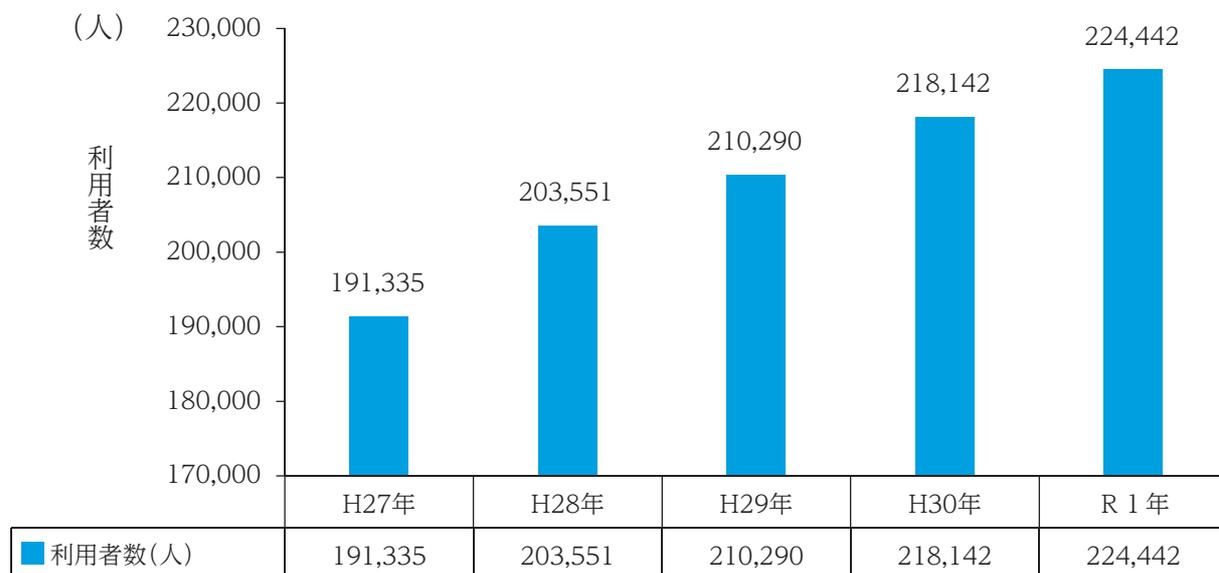
令和2年3月31日現在

	徳島弁護士会	徳島県司法書士会	徳島県社会福祉士会
会員数(人)	90	144	284
名簿登録者数(人)	58	47	46
受任件数(件)	令和元年度 58 (累計不明)	令和元年度 68 (累計456)	令和元年度 93 (累計561)
受任についての 今後の見通し	今後さらに件数が増 加していくことが予 想されるところであ るが、できる限り対 応していきたい。	候補者がさほど多く なく、十分対応でき ない場合もあるが、 精一杯対応してい きたい。	近年、推薦依頼件数 が急増する一方で名 簿登録者数は横ばい であるため、受任調 整が困難になりつつ ある。今度も引き続 きニーズに応えてい けるよう課題解決の ための対策に取り組 んでいきたい。

(各士会からの情報提供資料)

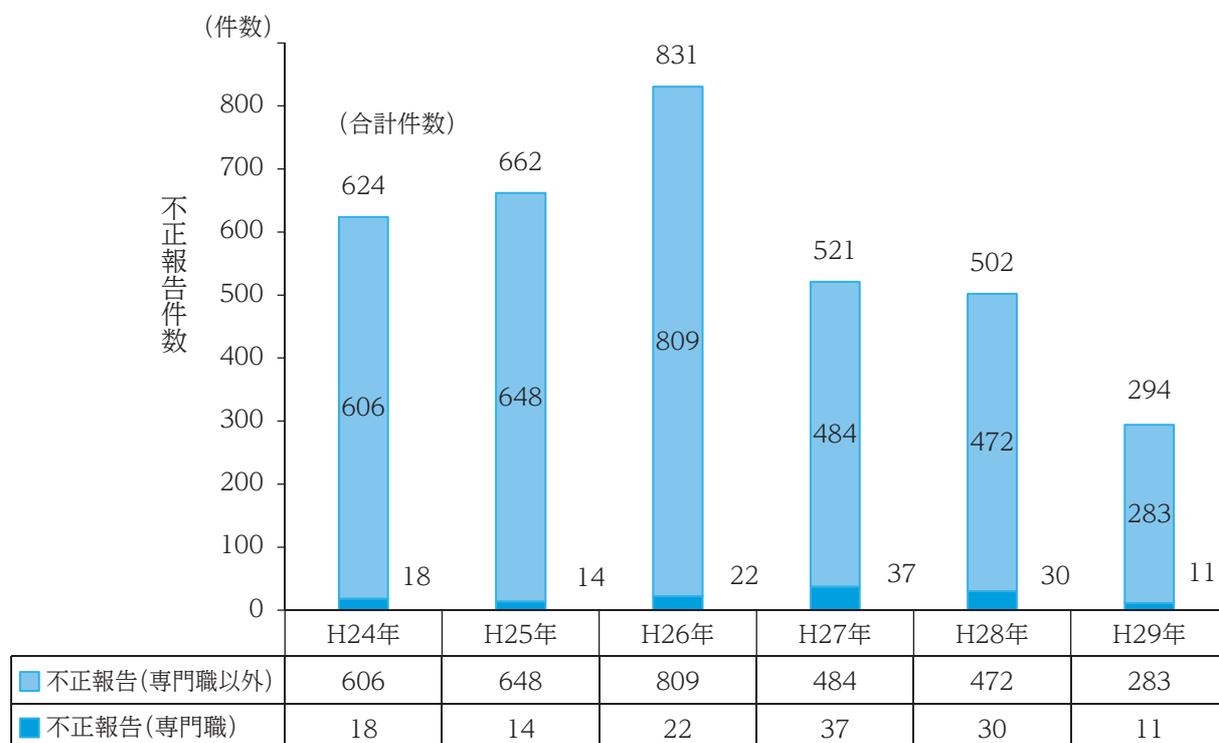
#### (4) 国における成年後見に関する状況

##### ① 成年後見制度利用者数（国）



(厚生労働省成年後見制度利用促進室資料)

##### ② 成年後見人等による不正報告件数（国）



(厚生労働省成年後見制度利用促進室資料)

## (5) 意見

社会福祉施設・事業所等における意見概要

出典：『社会福祉施設・事業所等における成年後見制度実態把握調査』

平成29年12月 とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク実施

対象施設：徳島県内の社会福祉施設・事業所等（1,427カ所）

※上記をもとに市が抜粋

### ① 周知・啓発について

- ・高齢者世帯が増加していくため、情報発信をしてほしい。
- ・制度の啓発が足りないと感じます。やみくもに管理される、家族のいない人が利用するという認識の人もいます。身近な制度として周知していきたい。
- ・説明を聞く機会を与え、資料を目にすることで一般の方にも周知されていくと思う。
- ・関心を持たれていない方や話が細かすぎて理解できないと思い込んでいる方が多いため、周知のありかたや情報発信の方法などを検討してほしい。
- ・制度の存在を知らない人も多く、利用したくても手続き等の面倒さもあり、敷居が高いと思う。
- ・利用者・支援者に制度の使い方が浸透していない。
- ・不祥事がよくTVで放送されている。利用者の不安の解消が必要である。
- ・どうやって制度利用につなげていけばいいのか、知識や経験が足りない。

### ② 制度利用について

- ・手続きに時間がかかりすぎる。スムーズな手続きが可能となれば、制度の利用者ももっと増えると思う。
- ・手続きが煩雑で時間がかかる。手続きの簡略化と利用しやすい環境整備が必要。
- ・成年後見制度を利用するタイミングが難しい。
- ・申立てについて、行政が積極的に協力してほしい。
- ・利用者本人の権利を守り、施設利用サービスが安心して受けられるよう今後も行政との話し合い等、前向きに取り組んでいきたい。

### ③ 相談窓口について

- ・成年後見制度の窓口や手続きの仕方など、簡単にわかりやすいものがあれば取り組みやすい。
- ・必要な時期が来ていると感じても、どこに相談して良いのかわからないという方が多い。
- ・どのような方法で準備・検討を進めていけばよいのか、教えてほしい。

④ 人材育成、身上保護について

- ・市民後見人の役割が大きいと思われるため、受け皿の質と量への取り組みに期待したい。
- ・現在利用されている人の家族も、成年後見人に対し不信感を持っている人がいる。身上監護を希望されていたのに、お金の事しか言わない等との声も聞く。
- ・成年後見人には、今までの生活やご本人が大切にしていた想いなど、どこまでくみ取ってもらえるのか。人生の最後の温かみのある暮らしと離れた後見活動を見るとき、何が大切なのか、今までのご本人の生活はどうなのだろうなどと考えてしまう。
- ・本人の意思決定と成年後見人等による「こうしたほうが良い」というある種の誘導が生じないか、そこにギャップが生じないかと常に心しておかなければならないと思う。
- ・成年後見人の不正も目立ち、制度そのものが信用できない側面がある。
- ・成年後見人と被後見人の関係性について、観客的に検証確認をする機関があるとよい（家裁は事務的なことに限定されている）

⑤ 費用負担について

- ・申立て時の費用が高額である。
- ・費用負担の問題からなかなか利用まで至らない。
- ・支援してくれる親族がいない方や明らかに将来困るのではないかと思える方には、お元氣なうちに制度を理解してもらい、備えることが重要。ただ、申請するにも費用が発生するので、事前の準備は経済的に余裕のある人でないと難しい。

### 3 成年後見制度に関する取組状況

#### (1) 市長申立の実施

高齢者、知的障がい者、精神障がい者について、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、老人福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律の規定に基づき、市長は審判の請求をすることができるとされています。

本市では、市長による後見開始等の審判申立及び費用等の助成に関する要綱（平成27年阿南市要綱第44号。以下「市長申立要綱」という。）の規定に基づき市長による後見開始等の審判申立を行っています。

市長申立の状況（市）

（件数）

	高齢者	障がい者	合 計
平成 27 年度	3	1	4
平成 28 年度	0	0	0
平成 29 年度	8	5	13
平成 30 年度	4	0	4
令和元年度	4	3	7

#### (2) 申立費用及び報酬助成の実施

市長申立要綱第6条の規定により、市長申立が行われ、家庭裁判所により成年後見人等が選任された申立対象者で、費用負担が困難な資産状況にある者に対し、申立費用及び報酬を助成することで、成年後見制度利用を支援し、権利擁護を図っています。

申立費用…申立人又は本人が支払う申立手数料・連絡用郵便切手代・後見登記手数料・鑑定費用等

報 酬…成年後見人・保佐人・補助人が報酬付与の申立てをし、それが認められたときの報酬

申立費用及び報酬助成の状況（件数）

（件数）

	高齢者		障がい者		合 計
	申立費用	報酬助成	申立費用	報酬助成	
平成27年度	3	0	1	0	4
平成28年度	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	2	0	2
平成30年度	1	0	3	1	5
令和元年度	4	4	2	0	10

申立費用及び報酬助成の状況（金額）

（円）

	高齢者		障がい者		合 計
	申立費用	報酬助成	申立費用	報酬助成	
平成27年度	27,200	0	59,640	0	86,840
平成28年度	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	40,502	0	40,502
平成30年度	11,800	0	43,440	228,000	283,240
令和元年度	53,368	798,000	99,838	0	951,206

**（3）地域包括支援センターへの権利擁護業務の委託**

本市では、高齢者施策における地域の中核的な活動拠点である地域包括支援センターを中心として、高齢者の福祉・医療・保健に携わる支援機関が連携し、高齢者を巡る諸課題への対応をしています。

高齢者虐待や消費者被害など権利侵害行為の対象となっている高齢者や権利侵害の対象になりやすい高齢者、自ら権利主張や権利行使することができない高齢者については、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を目的とした権利擁護業務を実施しています。総合相談支援業務や小地域見守りネットワーク等を通じた成年後見制度のニーズ把握や制度の利用支援、高齢者虐待への対応、詐欺・消費者被害等の周知啓発等を通じて高齢者の地域で暮らす権利を擁護しています。

平成31年4月には、市内6か所の地域包括支援センターの総合調整や広報支援等を行う基幹型阿南高齢者お世話センターを阿南市社会福祉協議会への委託により設置し、地域包括支援センターの更なる機能強化を図っています。

#### (4) 障がい者（児）相談支援事業所への権利擁護業務の委託

本市では、障がい者や障がい児の相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として南部I障がい者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を阿南市、小松島市、那賀町の2市1町で設立し、中立・公平な相談支援事業所の運営評価を行っています。

また、その2市1町が委託している3か所の障がい者相談支援事業所（相談支援事業淡島学園、シーズ相談支援事業部、障がい者相談支援センターひのみね）により、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、成年後見制度利用促進、障がい者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用支援といった権利擁護のための必要な援助を行っています。

特に、障がい者虐待や権利の侵害に関する困難事例等については、自立支援協議会において支援方法を協議し、障がい者本人への意思決定支援を丁寧に進め、成年後見制度や障がい福祉サービス利用等により問題解決を図っています。

#### (5) 阿南市障がい者虐待防止センターの設置

本市では、障がい者虐待防止センター事業の実施及び障がい者虐待の防止に関する協定書を社会福祉法人悠林舎、徳島赤十字障がい者支援施設ひのみね、社会福祉法人阿南淡島会と締結し、障がい者の虐待防止についての対応を24時間・365日行っており、相談窓口は社会福祉法人悠林舎（シーズ相談支援事業部）に設置しています。

身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待の対応について、市、相談支援事業所、障がい者施設、支援学校、警察などと連携を図り協議を行っています。なかでも、経済的虐待については、成年後見制度を利用することにより、知的障がい者や精神障がい者などの財産を守り、本人らしい生活を支えています。

#### (6) 阿南市権利擁護センターとの連携

阿南市社会福祉協議会では、平成30年4月1日に阿南市権利擁護センターを立ち上げ、成年後見制度についての相談援助や法人後見事業を行っています。市は、阿南市権利擁護センターと連携することにより、市長申立等による成年後見制度の利用促進に努めています。

阿南市社会福祉協議会における法人後見受任状況

(件数)

	種 別	平成 30 年度	令和元年度
相談件数 (申込件数)	高齢者	7	4
	障がい者	1	5
	計	8	9
新規受任件数	高齢者	4	5
	障がい者	1	3
	計	5	8
終了件数	高齢者	0	3
	障がい者	0	0
	計	0	3
年度末における 受任件数	高齢者	4	6
	障がい者	1	4
	計	5	10

(阿南市社会福祉協議会)

## 4 成年後見制度に関する課題

本市における高齢者や障がい者の成年後見制度利用について、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所の相談業務の近況から、次のような課題が浮き彫りとなっています。

### 課題1 制度について知られていない

制度の認知度が低く、市民全般に知られていないという状況があります。

### 課題2 制度や手続きが複雑で分かりづらいため、福祉関係者であっても理解が十分ではない

福祉施設や事業所等の関係者であっても、制度の理解が十分ではない。利用者に必要な性をうまく説明できないと感じている人がいます。

### 課題3 専門的な相談窓口が少なく、周知が十分ではない

どこに何を相談してよいのかわからない。市民のみならず、支える人が相談できる窓口が欲しいという声があります。

### 課題4 成年後見人等の担い手不足や身上保護の不十分さがある

本県では、成年後見人等の約8割を専門職後見人が担っている状況ですが、その受任にも限界があります。また、財産管理に偏重する傾向が否めず、利用者に寄り添った支援が十分にはできていないという声も上がっています。

### 課題5 経済的な理由から利用につながらない

申立費用や専門職後見人への報酬を負担することが困難なため、支援者が制度利用の必要性を感じていても、本人や親族が利用しづらさを感じ、申立に至らない場合があります。

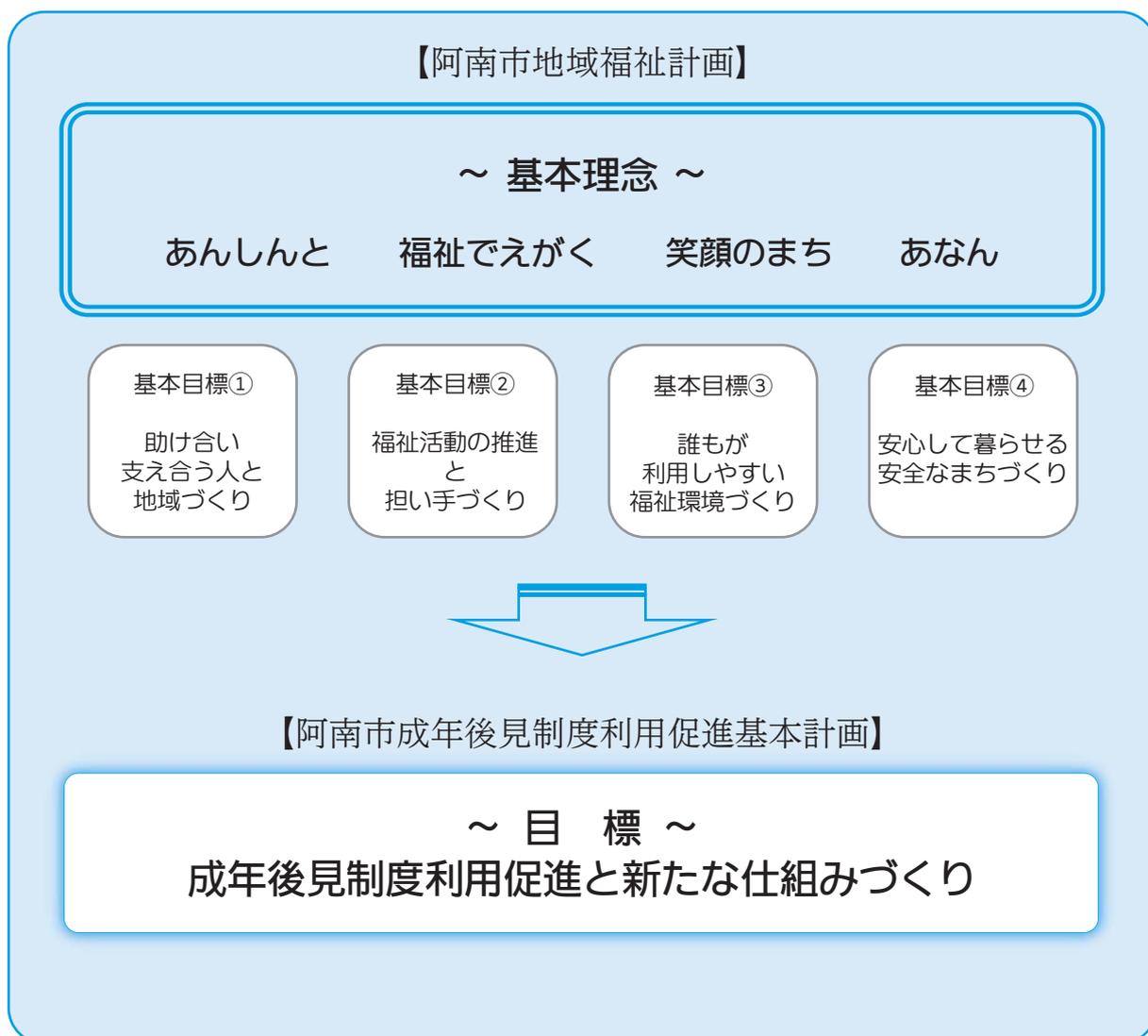
## 第3章 計画の基本理念・基本目標及び体系等

### 1 基本理念・基本目標の考え方

市基本計画の策定にあたっては、上位計画である阿南市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の基本理念『**あんしんと 福祉でえがく 笑顔のまち あなん**』を準用し、地域福祉計画及びその他関連計画との調和と整合を図ることとします。

地域福祉計画における4つの基本目標を踏まえながら、成年後見制度利用促進における課題を鑑みて、市基本計画における目標と基本施策を定めるものとします。

そして、市基本計画の推進により得られた成果や課題等については地域福祉計画にフィードバックするものとします。



## 2 計画の体系



# 阿南市成年後見制度利用促進基本計画

## 目 標

成年後見制度利用促進と新たな仕組みづくり

### 基本施策

### 施策の柱

1 権利擁護支援の  
地域連携ネットワークづくり

1-1 支援体制の構築

…課題2・3・4に対応

1-2 中核機関の整備

…課題1・2・3・4・5に対応

2 利用者がメリットを実感で  
きる制度・運用への改善

2-1 意思決定支援と  
身上保護の重視

…課題1・2・3・4に対応

2-2 制度を必要とする人  
を利用につなげる  
支援の実施

…課題1・3・5に対応

3 不正防止の徹底と  
利用しやすさの調和

3 安心かつ安全な制度  
の運用

…課題1・2・3に対応

## 第4章 実現に向けた具体的な取組

### 基本施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

#### 施策の柱 1-1 支援体制の構築

市民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携・協力し、制度を必要とする人を利用につなげるための体制づくりを行います。

このために、チーム（本人及び本人の支援を行う親族、医療・介護・福祉や地域の関係者と成年後見人等）、チームを支援する協議会、中核機関（地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関）、そのほか成年後見制度の利用に関連する事業者等様々な専門性を持った者により、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。

体制づくりにおいては、権利擁護支援の必要な人の発見、支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築という3つの役割を念頭に、既存の医療・介護・福祉の支援ネットワークを活かし、司法との連携による支援の仕組みをつくります。

#### ■主な取組

#### ■取組内容

#### ■令和3年度末の目指す姿

##### ① ネットワークの構築

協議会の事務局を担う中核機関やその他の関係機関で構成される権利擁護の地域連携ネットワークを構築する。

制度を必要とする人を利用につなげるネットワークが構築されている。

##### ② 協議会の組織化及び運営

法律・福祉の専門職や相談機関、地域関係者等により構成される協議会を組織し、会を運営する。

構成団体が協力、連携し、チーム支援及び地域課題の検討・調整を行うとともに、各団体の取組状況を互いに把握している。

##### ③ チーム支援についての検討及び実施

本人の生活面の支援や権利擁護を適切に行うチーム構成や支援方策を検討する。

協議会が、相談機関及び法律・福祉の専門職等と連携し、本人と後見人等を支えるチームへの支援を実施している。

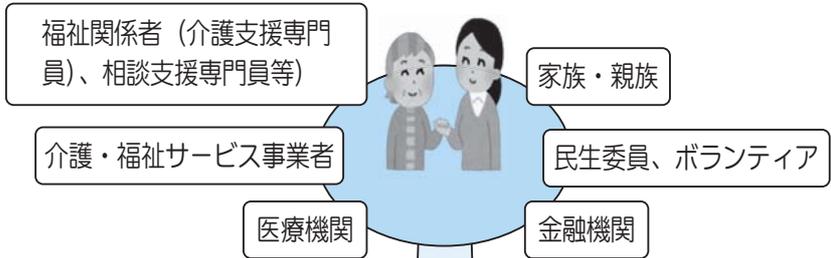
##### ④ 家庭裁判所との情報交換

制度利用にあたり、家庭裁判所との情報交換・調整を密に行う。

家庭裁判所との調整のうえで適切な制度運用がなされている。

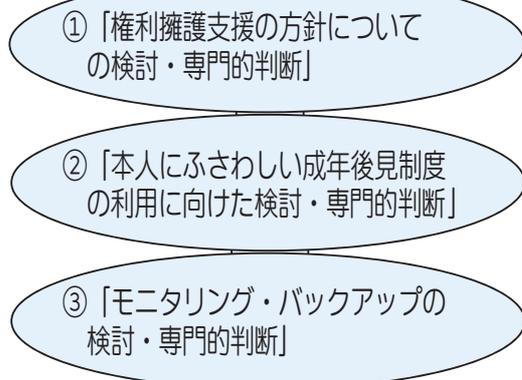
# 地域連携ネットワーク

## ●「チーム」 (日常生活圏域～自治体圏域)



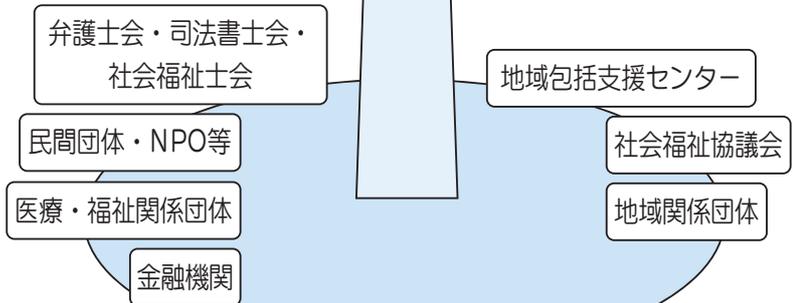
## ●中核機関が進行管理する 3つの「検討・専門的判断」 (日常生活圏域～自治体圏域)

- ※既存の会議体（地域ケア個別会等）の活用が可能。
- ※3つの検討のうち、複数の検討を1つの会議体で行うことも可能。
- ※障害・高齢等、複数の会議体に分かれて検討することも可能。



## ●「協議体」 (自治体圏域～広域圏域)

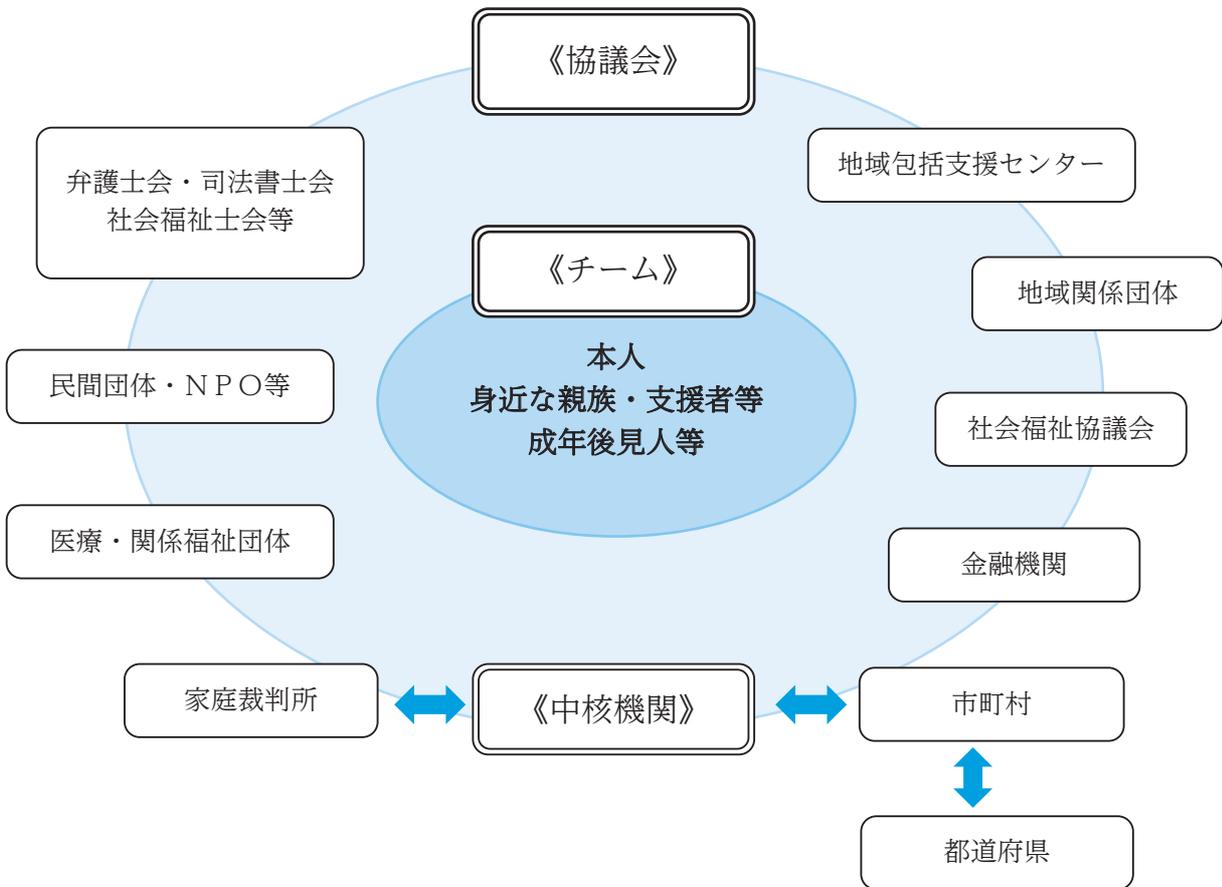
- ※中核機関が事務局を担う。
- ※既存の会議（地域ケア推進会議、自立支援協議会、虐待防止ネットワーク会議等）の活用が可能。



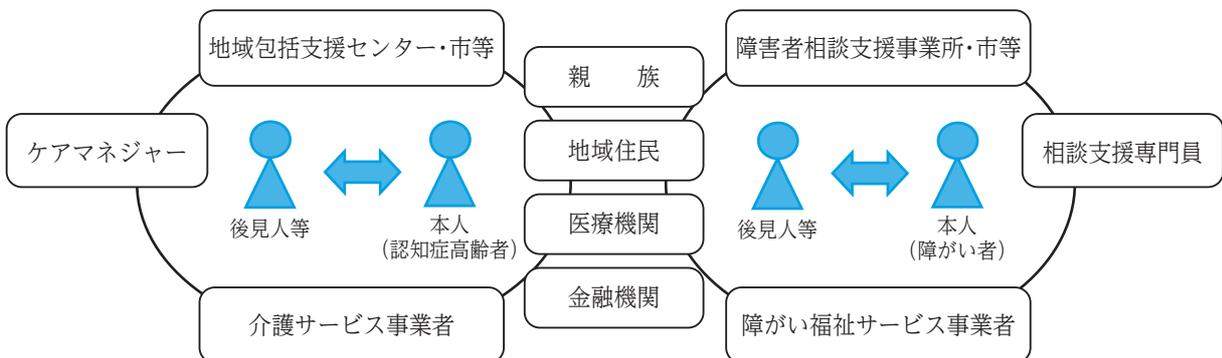
- 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその現実に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

※中核機関は、家庭裁判所との適切な連携確保する観点から、市町村と一体となって公的業務を担う（都道府県がこれをバックアップする）。

## 【地域連携ネットワーク】



## 【チーム】



## 施策の柱 1-2 中核機関の整備

中核機関は、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」、地域における協議会を運営する「事務局機能」、権利擁護支援についての検討や専門的判断を担保する「進行管理機能」といった役割を担います。

本市では、この中核機関の機能の一部を阿南市社会福祉協議会に委託します。中核機関の設置に向けて、備えるべき機能の確保に向けた検討を行うとともに、広報及び相談、市民後見人の養成に向けた体制づくりについては、先行して取り組んでいきます。

■主な取組	■取組内容	■令和3年度末の目指す姿
① 中核機関の機能についての検討及び設置運営	中核機関の機能、人員等組織体制について検討し設置及び運営する。	利用者と本人を支えるチーム支援、協議会の運営及び中核機関が担う具体的な機能の整備について取り組んでいる。
② 広報の実施	市民向け講演会及び事業者向け説明会を開催し、制度についての周知を行う。	市民や事業者等関係者が制度についての関心や理解を深め、制度利用につながっている。
③ 相談の実施	専門職による相談会を実施する。また、中核機関に常設の相談窓口を設置する。	制度に関する専門的な相談窓口として中核機関が機能している。
④ 成年後見人等受任者の調整に関する検討及び実施	成年後見人等の受任調整の方策を検討し、調整を行う体制を整備する。	家庭裁判所及び法律・福祉の専門職等と連携し、成年後見人等受任者の調整を実施している。
⑤ チーム支援についての検討及び実施（再掲）	本人の生活面の支援や権利擁護を適切に行うチーム構成や支援方策を検討する。	協議会が、相談機関及び法律・福祉の専門職等と連携し、本人と後見人等を支えるチームへの支援を実施している。
⑥ 市民後見人の養成についての検討	市民後見人養成研修に向けた準備をする。	市及び関係機関の支援のもとに、本人の意思決定と身上保護を重視した後見活動を行う市民後見人の養成ができる体制が整備されている。

## 中核機関の機能

中核機関設置まで

- 広報機能
- 相談機能



中核機関設置以降

- 広報機能
- 相談機能
- チーム支援
- 成年後見人等受任者調整
- 担い手の育成・活動の促進
- 後見人等への支援
- 協議会の運営

## 基本施策2 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善

### 施策の柱 2-1 意思決定支援と身上保護の重視

利用者の意思や能力に応じたきめ細かな対応を可能とするために、保佐・補助及び任意後見人制度の利用を促進します。

また、成年後見人等には財産管理のみならず、認知症高齢者や障がい者本人の意思をできるだけ丁寧にくみとってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護を重視した支援が求められます。

地域で支え合う地域共生社会実現の観点から、市民後見人の養成に向けた準備を進めるとともに、本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な成年後見人等を選任することができるよう受任者調整を実施します。

■主な取組	■取組内容	■令和3年度末の目指す姿
① 保佐・補助及び任意後見の利用促進	保佐・補助及び任意後見を周知する市民向け講演会を開催する。また、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行について検討する。	保佐・補助及び任意後見について市民が理解を深め、制度を早期に利用することにより、本人の意思を尊重した制度運用を行っている。
② 意思決定支援及び身上保護についての理解促進	意思決定支援について理解を深めるための研修を行う。	成年後見人等が本人の意思を尊重した後見活動を行っている。
③ 成年後見人等受任者の調整に関する検討及び実施(再掲)	成年後見人等の受任調整の方策を検討し、調整を行う体制を整備する。	家庭裁判所及び法律・福祉の専門職等と連携し、成年後見人等受任者の調整を実施している。
④ 市民後見人の養成についての検討(再掲)	市民後見人養成研修に向けた準備をする。	市及び関係機関の支援のもとに、本人の意思決定と身上保護を重視した後見活動を行う市民後見人の養成ができる体制が整備されている。

## 施策の柱 2-2 制度を必要とする人を利用につなげる支援の実施

制度を必要とする人がいても、本人や親族、福祉関係者等が、制度について知らない、理解が十分でない場合や、身寄りがない、親族の協力が得られない、または経済的な理由などから制度の利用につながらない場合があります。

このため、中核機関を中心として制度の広報及び相談を行うとともに、市長申立や費用助成により、制度を必要とする人を利用につなげる支援を推進します。

### ■主な取組

### ■取組内容

### ■令和3年度末の目指す姿

① 広報の実施（再掲）	市民向け講演会及び事業者向け説明会を開催し、制度についての周知を行う。	市民や事業者等関係者が制度についての関心や理解を深め、制度利用につながっている。
② 相談の実施（再掲）	専門職による相談会を実施する。また、中核機関に常設の相談窓口を設置する。	制度に関する専門的な相談窓口として中核機関が機能している。
③ 市長申立の実施	制度利用を必要としても、身寄りがない、または親族の協力が得られない等により申立が困難な場合は市長申立を行う。	制度利用を必要とする人が利用につながっている。
④ 申立費用及び報酬の助成対象者の拡大	本人に資力のない場合は、市長申立に限らず、本人、親族申立についても申立費用及び後見報酬を助成できるよう検討・協議を行う。	助成対象者の拡大に向けた取り組みが進められている。

## 基本施策3 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

### 施策の柱3 安心かつ安全な制度の運用

成年後見制度が利用者にとって安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であり、不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの整備が重要となります。

これらについては、成年後見人等を監督する家庭裁判所と連携し、国の施策をもとに実施していきます。

■主な取組	■取組内容	■令和3年度末の目指す姿
① 不正の未然防止のための取組	中核機関が中心となり、不正事案を専門職団体等と共有するとともに、親族後見人への制度の周知等を行い、制度の理解や不正防止の意識の向上を図る。そのほか国の施策をもとに実施していく。	取組の実施により、不正の未然防止につながっている。
② 家庭裁判所との連携	制度利用にあたり家庭裁判所との連携を図る。	家庭裁判所との連携体制が構築されている。

## 第5章 計画の進行管理及び評価

### 進行管理及び評価

#### (1) 阿南市成年後見制度利用促進ワーキング部会

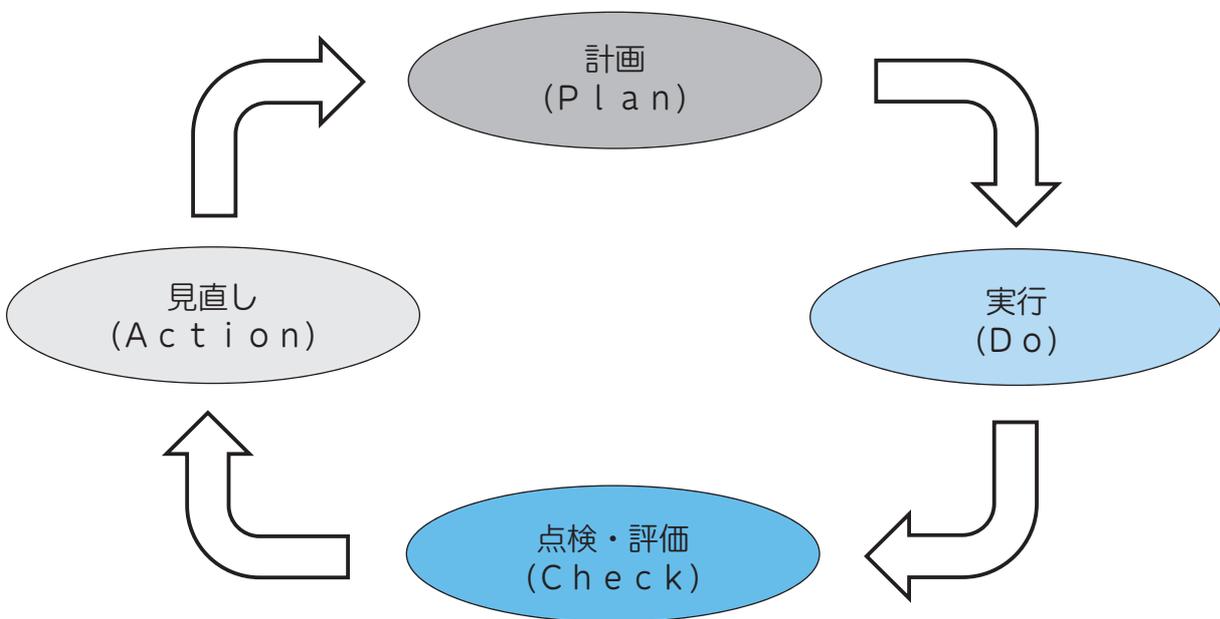
計画に関わる各所管部局で構成する阿南市成年後見制度利用促進ワーキング部会を設け、計画の評価、見直し及び今後必要な事業の検討を行い、計画を推進します。

#### (2) 阿南市成年後見制度利用促進審議会

法律・福祉の専門職団体等で構成する阿南市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）において、計画の進捗状況の把握、課題の抽出・解決に向けての検討を行います。

#### (3) 計画の点検・評価の手法

本計画を実効性のあるものとするため、審議会はP D C Aサイクルに沿って施策全体の進捗を包括的に点検・評価します。



## 1 成年後見制度の利用の促進に関する法律

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人
- 四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

#### (基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の

相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

## 第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の

- 利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
  - 三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
  - 四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
  - 五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。
  - 六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
  - 七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
  - 八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。
  - 九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。
  - 十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。
  - 十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

### 第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 成年後見制度の利用の促進に関する目標
  - 二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - 三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的

かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

#### 第四章 成年後見制度利用促進会議

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

- 2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。
- 3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

#### 第五章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

## 2 成年後見制度利用促進基本計画（国基本計画）のポイント

### 成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年間を念頭（平成29年度～33年度）
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 <別紙1参照> ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

#### (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 <別紙2参照>

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

#### (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり <別紙3参照>

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
  - ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
  - ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
  - ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性
- ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
  - ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
  - ・利用促進(マッチング)機能
  - ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
  - ・不正防止効果

#### (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 <別紙4参照>

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討  
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1: 福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2: 福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

### 成年後見制度利用促進基本計画の概要

#### 基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
- (2) 計画の対象期間は概ね5年間を念頭（平成29年度～33年度）。
- (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。  
※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。 <別紙1参照>

#### 基本的な考え方及び目標等

- (1) 今後の施策の基本的な考え方
  - ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
  - ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
  - ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。
- (2) 今後の施策の目標
  - ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
  - ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
  - ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
  - ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。
- (3) 施策の進捗状況の把握・評価等  
基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

## 総合的かつ計画的に講ずべき施策

<p>(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 — 制度開始時・開始後における身上保護の充実 —  ＜別紙2参照＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者と障害者(本人)の特性に応じた意思決定支援を行うための指針の策定等に向けた検討や、検討の成果を共有・活用する。</li> <li>○本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための仕組みを検討する。</li> <li>○本人の権利擁護を十分に図る観点から、後見人等の交代を柔軟に行うことを可能とする環境を整備する。</li> <li>○後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、診断書等の在り方を検討する。</li> </ul>
<p>(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり  ＜別紙3参照＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○以下の3つの役割を果たす地域連携ネットワークの整備を進める。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護支援の必要な人の発見・支援</li> <li>・早期の段階からの相談・対応体制の整備</li> <li>・意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築</li> </ul> </li> <li>○地域連携ネットワークの基本的仕組み             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「チーム」対応(福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備)</li> <li>・「協議会」等(福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備)</li> </ul> </li> <li>▶地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関が必要。             <ul style="list-style-type: none"> <li>◎地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)</li> <li>・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)</li> <li>・利用促進(マッチング)機能</li> <li>・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)</li> <li>・不正防止効果</li> </ul> </li> <li>◎中核機関の設置・運営形態                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置の区域:市町村の単位を基本とする。(複数の市町村での設置も検討)</li> <li>・設置の主体:市町村の設置が望ましい。(委託等を含め地域の実情に応じた柔軟な設置)</li> <li>・運営の主体:市町村による直営又は委託など(業務の中立性・公正性の確保に留意)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>※専門職団体は、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営に積極的に協力</p>

## 総合的かつ計画的に講ずべき施策

<p>(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 — 安心して利用できる環境整備 —  ＜別紙4参照＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行の後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策(預貯金の適切な管理、私戻方法等)を検討する。</li> <li>○今後の専門職団体の対応強化等の検討状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。</li> <li>○移行型任意後見契約における不適切事例については、地域連携ネットワークでの発見・支援とともに、実務的な対応を検討する。</li> </ul>
<p>(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。</li> <li>○成年後見制度利用に係る費用助成について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応を検討する。(例えば保佐・補助や本人申立て等の取扱い)</li> <li>○市町村は国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める。</li> </ul>
<p>(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村の役割:中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等</li> <li>○都道府県の役割:広域的見地からの市町村の支援等</li> <li>○国の役割:財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す、先進的な取組例の紹介など ※関係団体(福祉関係者団体・法律関係者団体)の積極的な協力が重要</li> </ul>
<p>(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、指針の作成等を通じて社会に提示し、成年被後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討する。</li> </ul>
<p>(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年被後見人等の権利に制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。</li> </ul>
<p>(8) 死後事務の範囲等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成28年10月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。</li> </ul>

## 成年後見制度利用促進基本計画の工程表

〈別紙1〉

	29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I 制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II 市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
	診断書の在り方等の検討		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等		
IV 地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
	相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
	専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI 成年被後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

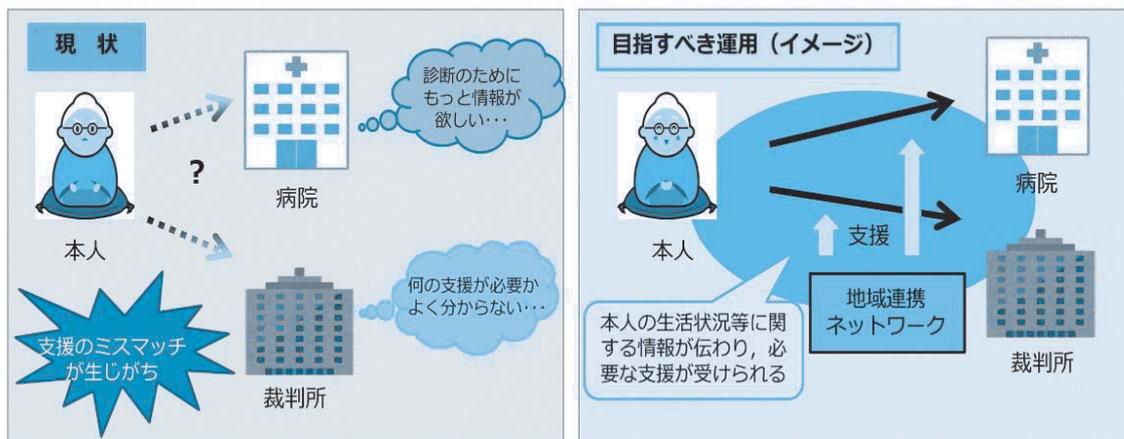
施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。  
※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

## 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

〈別紙2〉

### 利用促進委員会での御指摘

- 医師や裁判所には、本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
- 認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意思を十分に汲み取ることのできる支援者が必要である。



### 今後の検討課題

- 本人の生活状況等に関する情報が、医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
- 本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討



### 3 阿南市成年後見制度の利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、市の責務等を明らかにし、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等（法第2条第2項に規定する成年被後見人等をいう。以下同じ。）が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、市民の中から成年後見人等（法第2条第1項に規定する成年後見人等をいう。以下同じ。）の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、成年後見制度の利用に係る需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

(市の責務)

第3条 市は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、自ら率先して施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(関係者の協力)

第4条 成年後見人等、成年後見等実施機関（法第2条第3項に規定する成年後見等実施機関をいう。以下同じ。）及び成年後見関連事業者（法第2条第4項に規定する成年後見関連事業者をいう。以下同じ。）は、市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第5条 市民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、市が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の連携)

第6条 市並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携体制の確立に努めるものとする。

(基本計画の策定等)

第7条 市長は、法第12条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定による基本計画を策定する場合において、広く市民の意見が反映されるように努めるものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(地域連携ネットワークの構築等)

第8条 市長は、市民の権利擁護の支援のため、成年後見等実施機関、成年後見関連事業者及び関係団体との地域連携ネットワークを構築し、その中核的な機関を設置するものとする。

(財政上の措置)

第9条 市長は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(審議会の設置)

第10条 市長は、法第14第2項の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関し、基本的な事項を調査審議するため、阿南市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10以内をもって組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 法律の専門家

(2) 成年後見制度に関し識見を有する者

(3) 成年後見等実施機関に属する者

(4) 成年後見関連事業者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第11条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選任する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

5 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 4 阿南市長による後見開始等の審判申立て及び費用等の助成に関する要綱

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度における後見、保佐又は補助（以下「後見等」という。）の開始の審判等を市長が申し立てる場合の手続並びにその申立てに係る費用（以下「申立費用」という。）及び当該審判により選任された成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）に対する報酬（以下「報酬」という。）の助成について必要な事項を定めるものとする。

(対象審判等)

第2条 市長による家庭裁判所に対する後見開始の審判等の申立て（以下「市長申立て」という。）並びに申立費用及び報酬の助成の対象となる審判（以下「対象審判」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 民法第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項の規定による保佐人の同意権の範囲を拡大する審判
- (4) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (5) 民法第17条第1項の規定による補助人の同意を要する旨の審判
- (6) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する旨の審判
- (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判

2 助成の対象となる申立費用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象審判の申立手数料
- (2) 申立書の作成費用
- (3) 家庭裁判所に予納すべき費用
- (4) 診断書の作成費用
- (5) 鑑定料
- (6) 登記手数料
- (7) その他対象審判の申立てに必要な費用

### 第2章 市長による後見開始等の審判申立て

(申立対象者)

第3条 市長申立ての対象となる者は、民法第7条、第11条本文又は第15条本文に規定する原因がある阿南市民（以下「申立対象者」という。）とする。

(市長申立ての要請)

第4条 次に掲げる者は、申立対象者の存在を認めた場合には、後見開始の審判等申立要請書（様式第1号）により、市長に対し、対象審判の市長申立てを要請するものとする。

- (1) 民生委員
- (2) 申立対象者の日常生活の援護者（配偶者及び4親等内の親族以外の者に限る。）
- (3) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護保険施設の職員
- (5) 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員
- (6) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所の職員
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第5条第11項に規定する障害者支援施設の職員

(申立対象者の調査)

第5条 市長は、前条の規定による要請等により申立対象者の存在が明らかになったときには、面談により申立対象者の健康状態、精神状態等の状況を把握し、その内容を成年後見制度利用支援事業対象者調査票（様式第2号）に記載するとともに、申立対象者の配偶者及び2親等内の親族の有無を調査するものとする。

(対象審判の市長申立て)

第6条 市長は、前条の規定による調査を行い、又は行うことができない結果、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合において、申立対象者の福祉を図るために必要があると認めるときは、対象審判の市長申立てを行うものとする。

- (1) 申立対象者に配偶者及び2親等内の親族が存在するか否かが明らかとなる見込みがないとき。
- (2) 申立対象者に配偶者及び2親等内の親族がいない場合で、その3親等又は4親等の親族に対象審判を申し立てる者の存在が明らかでないとき。
- (3) 申立対象者の配偶者又は2親等内の親族の代表者が、文書（文書によることができない正当な理由があることが明らかである場合を除く。）により対象審判を申し立てない旨を市長に申し出たとき。

(診断及び診断書の作成依頼)

第7条 市長は、前条の規定により申立対象者につき対象審判の市長申立てを行うときは、後見等のうちいずれの保護を必要とするかについて判断するため、医師に対して申立対象者の診断及び診断書の作成を依頼するものとする。

(後見人等の候補者)

第8条 市長が申立対象者につき対象審判の市長申立てを行う場合における後見人等の候補者は、次に掲げる順位によるものとする。ただし、該当する候補者がいない場合には、家庭裁判所の決定に委ねるものとする。

- (1) 申立対象者が任意後見契約によりあらかじめ後見人等を予定しているときは、その者
- (2) 後見人等の候補者名簿を家庭裁判所に提出している法人又はその法人が推薦する者で市長が認めるもの

(審判申立ての手續)

第9条 対象審判の市長申立ての手續における申立書、添付書類及び申立費用は、申立対象者に係る対象審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

(申立費用の負担及び助成)

第10条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により申立費用を負担するものとする。

- 2 前項の規定により市長が申立費用を負担した場合には、家事事件手続法28条第2項の規定による費用の負担に関する命令を促す申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。
- 3 対象審判の市長申立てにより家庭裁判所が申立対象者につき後見人等を選任し、前項の規定により費用の負担に関する命令がなされたときは、市長は、申立対象者又は後見人等に対して申立費用を求償するものとする。
- 4 申立対象者が高齢者、重度の知的障がい者又は精神障がい者で、申立費用の助成を受けなければ、対象審判を受けることが困難な状況にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第15条に規定する助成決定に基づき、その申立費用を求償しないものとする。

第3章 申立費用及び報酬の助成

(助成対象者)

第11条 申立費用及び報酬の助成の対象となる者は、第6条の規定により対象審判の市長申立てが行われ、家庭裁判所により後見人等が選任された申立対象者で、当該助成を受けなければ、対象審判を受けることが困難な資産状況にあるもの（以下「助成対象者」という。）とする。

(報酬の助成の額)

第12条 報酬の助成の額は、家事事件手続法別表第1第13項、第31項及び第50項に規定する報酬の付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）により家庭裁判所が決定した報酬の額の範囲内で、助成対象者の生活の本拠が、在宅の場合にあっては1か月当たり28,000円、施設入所の場合にあっては1か月当たり18,000円を上限とする額とする。

2 前項の規定により報酬の助成の額を計算する場合においては、報酬付与の対象となる通算の期間によってその額を算定するものとし、その期間に1か月未満の端数があるときは、これを1か月とみなす。

(申請者及び申請)

第13条 申立費用又は報酬の助成を申請することができる者は、助成対象者又はその後見人等とする。ただし、保佐人及び補助人にあっては、代理権を付与された場合に限る。

2 前項に規定する者（以下「申請者」という。）が申立費用又は報酬の助成を受けようとするときは、申立費用・後見人等の報酬助成申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申立費用の助成を受けようとする場合は、対象審判に係る決定書の写し
- (2) 報酬の助成を受けようとする場合は、報酬付与の審判に係る決定書の写し
- (3) 助成対象者の代理人として後見人等が申請する場合は、登記事項証明書
- (4) 財産目録の写し等助成対象者の資産状況の分かる書類

(助成の決定及び通知)

第14条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、申立費用又は報酬の助成の可否を決定し、申請者に対して、申立費用・後見人等の報酬助成（却下）決定通知書（様式第4号）によりその結果を通知するものとする。

(報酬に係る助成金の請求及び支給)

第15条 前条の規定により申立費用及び報酬の助成金を支給する決定（以下「助成決定」という。）を受けた申請者（以下「被助成決定者」という。）は、後見人等の報酬助成請求書（様式第5号）により、当該助成金を請求するものとする。

2 報酬に係る助成金の支給は、前項の請求に基づき、助成対象者名義の口座に振り込む方法により行うものとする。

(助成決定を受けた者の責務)

第16条 被助成決定者は、支給された助成金を報酬の支払以外の目的に使用してはならない。

2 被助成決定者は、助成対象者の資産状況又は精神状態に変化があったときは、速やかに後見人等の報酬の助成に係る資産状況等変更届（様式第6号）を市長に提出し、その報告をしなければならない。

(助成決定の取消及び助成金の返還等)

第17条 前条第1項の規定に反する助成金の目的外使用のほか、この要綱の趣旨に反する偽りその他不正な行為があったと認められるときは、市長は、助成決定を取り消し、支給された助成金の全部又は一部の返還を求め、及び申立費用を求償するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

(成年後見制度における市長の申立等に関する要綱の廃止)

2 成年後見制度における市長の申立等に関する要綱（平成18年3月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 5 阿南市成年後見制度利用促進審議会委員名簿

任期：令和元年5月1日～令和3年4月30日

	区 分	氏 名	所 属	備 考
1	法律の専門家	谷 口 英 一	徳島弁護士会	委員長
2	〃	久保脇 達 也	徳島県司法書士会	
3	〃	岩 佐 和 宏	徳島県行政書士会	
4	成年後見制度に関し 識見を有する者	兼 田 康 宏	阿南市医師会	
5	成年後見等実施機関 に属する者	西 條 志 野	徳島県 社会福祉士会	副委員長
6	〃	五 孝 典 恵	社会福祉 ごこう事務所	
7	〃	吉 澤 健 二	阿南市 社会福祉協議会	
8	成年後見関連事業者	小 林 小由里	阿南南部高齢者 お世話センター	
9	〃	稲 垣 大 輔	徳島赤十字ひのみね 総合療育センター	R1/5/1～ R2/3/31
10	〃	近 藤 泰 司	相談支援事業 淡島学園	R2/4/1～

(順不同敬称略)

## 阿南市成年後見制度利用促進基本計画

発行：阿南市保健福祉部福祉事務所福祉課

発行日：令和2年9月

☎ 774-8501

阿南市富岡町トノ町12番地3

電話：0884-22-1592

ファクシミリ：0884-22-1813

E-mail：fukushi@anan.i-tokushima.jp